

淡健発第 1367 号
令和 8 年 2 月 18 日

事業主様
事務担当者様

東淀川健康保険組合
(公印省略)

令和 8 年度の保険料率について

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の健康保険料率と介護保険料率につきまして、第 178 回組合会にて下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

また、「子ども・子育て支援金」につきまして、保険料と同様に徴収をお願いいたします。4 月分（5 月末納付分）からの適用となります。賞与についても徴収の対象となります。

記

種別	合計	事業主	被保険者	備考
健康保険料率	98/1000	49/1000	49/1000	変更あり。4 月分（5 月末納付分）から適用
子ども・子育て支援金率	2.3/1000	1.15/1000	1.15/1000	新設。4 月分（5 月末納付分）から適用
介護保険料率	17/1000	8.5/1000	8.5/1000	変更なし

以上

令和8年度 健康保険料率の内訳について

令和8年4月分保険料から適用（任意継続被保険者も令和8年4月分から）

$$\text{健康保険料率} = \text{①一般保険料率} + \text{②調整保険料率}$$

①一般保険料率	変更前	変更後
事業主	49.35/1000	48.35/1000
被保険者	49.35/1000	48.35/1000
計	98.70/1000	96.70/1000

②調整保険料率	変更前	変更後
事業主	0.65/1000	0.65/1000
被保険者	0.65/1000	0.65/1000
計	1.30/1000	1.30/1000

②調整保険料とは、全国健康保険組合間における共同事業に充てる費用です。
健康保険組合連合会に財政調整事業拠出金として納めています。

$$\text{①一般保険料率} = \text{③基本保険料率} + \text{④特定保険料率}$$

③基本保険料率	変更前	変更後
事業主	30.64/1000	30.02/1000
被保険者	30.64/1000	30.02/1000
計	61.28/1000	60.04/1000

④特定保険料率	変更前	変更後
事業主	18.71/1000	18.33/1000
被保険者	18.71/1000	18.33/1000
計	37.42/1000	36.66/1000

③基本保険料とは、当組合の加入者に対する医療給付、保健事業等に充てる費用です。
④特定保険料とは、前期高齢者（65歳以上75歳未満）の財政調整、後期高齢者（75歳以上）の支援等に充てる費用です。